

令和6年度診療報酬改定で新設

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

を算定しましょう！

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

1	初診時	10点
2	再診時等	2点
3	歯科訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	41点
ロ	同一建物居住者の場合	10点

➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書添付書類」を作成
「賃金改善計画書」「届出書」は確認のみ
(詳細は、次ページへ)

STEP2

メールで提出

※紙面での提出も可

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始

届出時に作成する書類

① 届出書添付書類（別添シート）

必要な
情報

医療機関情報（医療機関コード・住所・開設者名など）

必要な
情報

初診料等・再診料等・訪問診療料の算定回数（直近1か月実績）

5 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目		算定回数
歯科 点数 表	⑦ 初診料等	70 回
	⑧ 再診料等	210 回
	⑨ 歯科訪問診療料（同一建物以外）	2 回
	⑩ 歯科訪問診療料（同一建物）	8 回

初回は
不要

ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

必要な
情報

賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）

7 対象職員（全体）の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額	9,000 円
⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額（現時点で不明の場合は0として構わない）	3,150 円

基本給等に係る賃金改善（ベースアップ）とは：

- ・賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- ・給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- ・毎月支払われる手当の増額・新設

（例）賃金表がなくても「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給する方法が可能

② 賃金改善計画書

記載内容を確認するだけ！

③ 届出書（特掲診療料の施設基準）

4つの確認事項をチェックするだけ！